

お客様各位

日立電子顕微鏡用冷水循環装置の点検義務について

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日より「フロン回収・破壊法」が「フロン排出抑制法」へ改訂され、法で定められる第一種特定フロンを冷媒として使用している冷水循環装置の点検が義務化されることになりました。

日立電子顕微鏡に冷水循環装置を使用している場合には、原則的に本装置の管理者となるお客様自身が法に基づき冷水循環装置の点検が義務付けられます。

つきましては、本装置の管理者となるお客様が実施する点検の概要につきまして、下記の通りご案内申し上げますので、内容をご理解の上ご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象製品

- (1) 表 1 に示す日立ハイテクノロジーズ製の冷水循環装置の冷凍機の定格出力は 7.5KW 以下です。
ご使用されるお客様(管理者)の責任においての簡易点検の実施と記録の保管が必要となります。

表 1 日立ハイテクノロジーズ製冷水循環装置

形式	冷凍機定格出力	フロン充填量	フロン	GWP※	点検区分	点検頻度			
W-5030	300W	220 g	HFC-134a	1300	簡易	3 ヶ月毎			
W-5030T									
W-5030T q									
W-5010T									
W-5020Td									
CT-6020		400W							
W-4010		400W		8500					
W-4010A									
W-4020									
W-4030	200W	240 g	CFC-12	1700					
W-4110Ti	500W	1460 g	HCFC-22						
W-5110Ti	500W	600 g	HFC-407C						

※ GWP(Global-warming potential) : 二酸化炭素を「1」としたときの地球温暖化係数。

- (2) 表 1 以外の冷水循環装置を使用されている場合は、冷水循環装置メーカーのホームページを参照されるか、購入先までお問合せの上、必要な点検を実施してください。

2. 管理者(日立ハイテクノロジーズ製冷水循環装置を使用されるお客様)の義務

- (1) 冷水循環装置の簡易点検の実施が義務化されました。

簡易点検の内容につきましては別紙の「簡易点検記録簿」をご参照ください。

- (2) フロンの漏洩を発見した場合の対応

- ① フロンの漏洩を発見した場合、修理をせずにフロンを充填して使用することは禁止です。
- ② 修理する場合は日立ハイテクフィールディングまで修理をご依頼ください。

- (3) 冷水循環装置の機器整備に関する履歴の記録と保存義務

冷水循環装置の簡易点検・修理、フロンの充填・回収等の機器整備に関する履歴を記録し、記録は冷水循環装置を廃棄するまで保存しなければなりません。

- (4) 冷水循環装置廃棄時のフロン回収義務

本装置を廃棄する場合は、各都道府県知事に認可された業者(第一種フロン等回収業者)に
フロンの抜き取りを依頼してから廃棄して下さい。

3. 関係法令

法令の詳細につきましては環境省のホームページ(以下の URL)をご参照ください。

- ・フロン回収・破壊法について

<https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc.html>

- ・フロン回収・破壊法改正について

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/

4. 特記事項

本書面は、2015年3月20日時点での法令、または環境省の「フロン排出抑制法の説明資料」の解釈により記載しています。記載内容に変更が生じる場合がありますので予めご承知置きください。

5. お問い合わせ先 :

株式会社日立ハイテクフィールディング お客様サポートセンター

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-28-8 (PALTビル)

 0120-203-813 (24時間受付)

株式会社 日立ハイテクノロジーズ

科学・医用システム事業統括本部 那珂地区生産本部

品質保証部 科学システムQAグループ

TEL : 029-276-6243 (受付時間 平日 AM9~PM5)

以上